

学校と地域の連携の方向性について

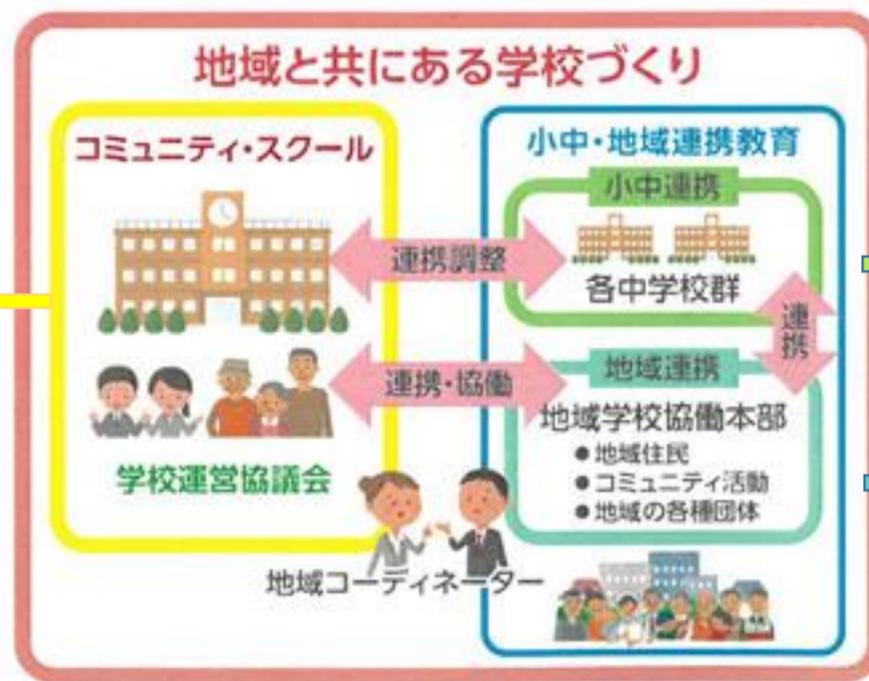
・校長の学校運営の基本方針を承認する
 ・学校運営や教育活動への意見を述べる

↓

保護者・教員・地域住民が同じ目標やビジョンをもち、役割分担しながら活動する

協議内容や要望等 (R3年度)

- ・コロナ禍における学力保障・体力向上の充実
- ・学校の様子を伝える方法の工夫 (オンライン等)
- ・防災教育や防災訓練の充実
- ・地域の歴史を学ぶ機会のサポート
- ・登下校のあいさつ運動や安全指導の充実
- ・学校支援ボランティアの募集方法の充実
- ・教員の働き方改革の充実



・交流事業
 ・部活動見学
 ・リーダー研修

活動内容

- ・学校活動の補助 (登下校の見守り、図書・書写・家庭科等の学習補助)
- ・地域行事の協働実施 (防災訓練、挨拶運動、コミュニティまつり)
- ・環境整備 (校内・学校周辺のごみ拾い等)

コミュニティ・スクールの現状

- 1 コミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置した学校) とは、保護者や地域のニーズを学校に反映させるために、令和4年度から地域住民が学校運営に参画できる仕組みとして整えた学校である。(別紙 広報まるがめ 2021.2)
 - 2 学校運営協議会の実施回数 年2回以上 (年度始め・年度末 +授業参観等を兼ねて)
 - 3 令和4年度からの学校運営協議会業務委託料の活用
- ① 校長の学校運営基本方針に係る取組について必要な経費
 →「学校運営の基本方針」については、「学校運営協議会」の承認を得ており、その方針を達成するために資する活動の経費とする。ただし、今年度については、初年度のため活用前に市教委に要相談。
- ②学校運営協議会の事務局費 (郵送用切手代、印刷紙代、湯茶代)

委託料について

名称	学校運営協議会業務委託料	小中・地域連携協議会委託料
金額	1,060 千円… 各学校で活用 ・陸地部 (20校) @50,000 円 ・島しょ部 (2校) @30,000 円	2,043 千円 (各学校群において活用) ・東学校群…397,800 円 ・西学校群…358,200 円 ・南学校群…358,200 円 ・本島学校群…180,000 円 ・小手島学校群…72,000 円 ・綾歌学校群…358,200 円 ・飯山学校群…318,600 円
委託先	各学校運営協議会事務局 (各校担当)	各学校群の連携協議会会長
活用例	学校運営協議会運営費 (湯茶代・資料印刷代等の事務局費) 校長の学校運営基本方針に係る取組に必要な経費	小小、小中の学校間の連携活動等にて 学校と地域の協働活動等にて
その他の資金		○コミュニティ運営助成金 ○学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 (1中学校区・7小学校区)

小中・地域連携教育の現状

- 1 各中学校群において、子どもたちの小中の接続を円滑にするために「小中・地域連携教育事業」に取り組んでおり、現在、学校と地域の連携については、これまでの活動において培われている。(別紙 丸亀市小中・地域連携教育リーフレット)
- 2 小中・地域連携教育のうちの「地域連携」活動は、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動として、社会教育法第5条第2項に定義されている「地域学校協働活動」であり、その活動を主となって担う組織が「地域学校協働本部」である。
- 3 令和3年度より全小学校区 (休校中を除く) において「地域学校協働本部」を設置するとともに、「地域学校協働活動推進員 (地域コーディネーター)」を教育委員会の委嘱で配置し、学校からの要望や地域における人材・情報をつなぐ役割を担っている。